

水源林保全のための仕組みづくりについて

平成 26 年 9 月 22 日に滋賀県森林審議会から答申された「水源林保全のための仕組みづくりについて」を踏まえた「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案」および「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例要綱案」について、県民政策コメントを実施しましたのでその結果を報告します。

1 これまでの経過

〔滋賀県森林審議会における審議等〕

平成 25 年 12 月 24 日	水源林保全のための仕組みづくりについて諮問
平成 26 年 3 月 18 日	方向性の検討
4 月 30 日	骨子案の検討
7 月 2 日	中間報告案の検討
9 月 3 日	最終報告案の検討
9 月 22 日	水源林保全のための仕組みづくりについて答申

〔その他意見交換会等〕

平成 26 年 5 月 9 日～16 日	第 1 回 各市町説明・意見交換会 (仕組みづくり)
5 月 24 日	琵琶湖森林づくり県民フォーラム
7 月 4 日	第 2 回 各市町説明・意見交換会 (仕組みづくり)
11 月 4 日～7 日	第 3 回 各市町説明・意見交換会 (条例概要等)
11 月 19 日	滋賀県町村会において説明
平成 27 年 1 月 8 日～15 日	森林・林業関係者等説明会
1 月 21 日	滋賀県市長会において説明

〔環境・農水常任委員会への報告〕

平成 26 年 8 月 7 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (中間報告について)
9 月 10 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (最終報告について)
10 月 6 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (答申の内容および条例改正等の骨子について)
11 月 12 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (条例改正等の案案について)
12 月 19 日	水源林保全のための仕組みづくりについて (県民政策コメントの実施について)

2 今後の予定

平成 27 年 2 月	「琵琶湖森林づくり条例」改正議案 上程
	「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例」制定議案 上程

「水源林保全のための仕組みづくり」に係る「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案」および「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例要綱案」に対して提出された意見・情報とこれらに対する県の考え方について

滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）第 9 条第 2 項に基づき、「水源林保全のための仕組みづくり」に係る「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案」および「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例要綱案」に対して提出された意見・情報とこれらに対する県の考え方および県民政策コメントを踏まえた条例要綱案の修正を公表します。

平成 27 年（2015 年）1 月

滋 賀 県

公表資料

- 1 「水源林保全のための仕組みづくり」に係る「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案」および「(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例要綱案」に対して提出された意見・情報とこれらに対する県の考え方について
- 2 琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案および新旧対照表
- 3 (仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例要綱案

「水源林保全のための仕組みづくり」に係る「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案」および「(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例要綱案」に対して提出された意見・情報とこれらに対する県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成 26 年（2014 年）12 月 22 日（月）から平成 27 年（2015 年）1 月 21 日（水）までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき、「水源林保全のための仕組みづくり」に係る「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案」および「(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例要綱案」についての意見・情報の募集を行った結果、20 名（団体）の方から、73 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2 提出された意見・情報の内訳

意見・情報の概要		件数
【琵琶湖森林づくり条例の一部改正関係】		
前文		4
第 9（基本計画）		1
第 10・	全般	3
	(1)（環境に配慮した森林施業の推進）	1
	(2)（間伐の推進）	1
	(3)（森林の土地の境界の明確化）※	7
	(4)（共同施業による適切な森林施業を行うための措置）※	8
	(5)（鳥獣対策の推進）※	3
第 11（樹齢が特に高い樹木のある森林の保全）※		7
第 12（水源の涵養機能の維持）※		1
第 14（里山の保全の推進）		1
第 17（県産材の利用の促進）※		9
その他		10
小計		56

注 ※印は、追加または改正を行おうとする条項

意見・情報の概要	件数
【(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例関係】	
第3 (県の責務)	1
第5 (基本方針)	1
第6 (水源森林地域の指定)	3
第7 (土地の所有権等の移転等の届出)	2
その他	10
小計	17

- ・琵琶湖森林づくり条例の一部改正関係 56件
- ・(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例関係 17件

合計 73件

【琵琶湖森林づくり条例の一部改正関係】

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
1	前文		あかまつ、こなら、ぶなを天然林とひとくりにするべきではないと思います。当県は、奥山であっても人の手が入った二次林であり、原生林は少ないと聞いています。天然という事であれば、しいかしなどが入るべきですし、ぶなの森はほんの一部、あかまつは育林されていますし、利用する側(建築)の立場からも松枯れの問題は別として、将来的に国産材として必要な樹種です。	条例の前文において、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう健全な姿で未来に引き継ぐという本県の森林づくりに対する姿勢を明らかにしています。 「あかまつ、こなら、ぶななどの天然林」としていますが、これは、私たちの生活域の近くで見られる樹種の代表例として針葉樹のあかまつと広葉樹のこならを、奥山で見られる樹種の一例としてぶなをあげたところです。
2	前文		戦後植林した事が一方的に森林行政や林業が悪いという一般的なイメージを正しい歴史認識のもと変えて頂ける伝え方、持続可能な森林を未来に残す為には、一般の人の利用や制限の仕方が大切であるという事を伝えるべきだと考えます。	条例の前文において、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう健全な姿で未来に引き継ぐという本県の森林づくりに対する姿勢を明らかにしています。 ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
3	前文		長期的展望にたつならば、「近年、多発している気候変動による集中豪雨」という文言も必要ではないか。ここでなくてもいいが、森林の多面的機能だけでは防げないこともある事も伝え、少しでも緩和する為に「水源」というカテゴリーだけではなく、森林全体への県民の理解と貢献、努力を促すべきである。	条例の前文において、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう健全な姿で未来に引き継ぐという本県の森林づくりに対する姿勢を明らかにしています。 ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
4	前文		温暖化「防止」だけでなく、既に次のステージに移行している。又、温暖化ではなく「気候変動」という文言に変わりつつある。県土の保全に含まれると思うが、気候変動による集中豪雨や虫や樹木の生育に対しての、予防的対応を今後喚起する文言が、どこかに必要ではないかと思う。	条例の前文において、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう健全な姿で未来に引き継ぐという本県の森林づくりに対する姿勢を明らかにしています。 ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。
5	第9		条例に基づく基本計画に、市町が抜けているのが不思議な感じがします。市町の意見の反映はないのでしょうか。森林計画の体系を見ると県の地域森林計画と市町村森林計画はリンクしている。	条例第9条第1項において、知事は森林づくりに関する基本計画を策定することとしており、この計画は、市町や県民の意見をお聴きしたうえで策定しています。 また、計画に基づく具体的な取組についても市町と連携しながら推進しています。
6	第10		手入れがされておらず荒れた人工林は、間伐を促進し徐々に広葉樹を中心とした自然林に再生していくよう、森林組合に働きかけていただきたい。	条例第10条第1項において、県は環境に配慮した森林施業を推進するために必要な措置を講ずるとしており、手入れが進まない人工林において、強度間伐により多面的機能をより発揮する森林に導く環境林整備事業等を実施しています。 今後も引き続き、強度間伐をはじめとした間伐対策を推進してまいります。
7	第10		森林所有者の思いがあり、難しいと思うが、今後の生産のことを考えていない頂上に近い人工林から強度間伐し、自然林、針広混合林へと誘導してはどうか。そういうところは切り捨て間伐でも構わないのではと思います。伐った後、植樹しなくても自然に生えてくる苗が強いと思います。ただし、シカ対策は必要であると思います。	条例第10条第1項において、県は環境に配慮した森林施業を推進するために必要な措置を講ずるとしており、手入れが進まない人工林において、強度間伐により多面的機能をより発揮する森林に導く環境林整備事業等を実施しています。 今後も引き続き、強度間伐をはじめとした間伐対策を推進してまいります。 また、ニホンジカ対策についても、引き続き積極的に推進してまいります。

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
8	第10		滋賀県には放置された人工林が非常に多い。近年増えてきた一点集中型の豪雨に対して、荒廃人工林はとて弱い。保水力がなく、最悪の場合は林全体が崩落する。保水力の高い広葉樹林を取り戻すため、荒廃人工林での強度間伐を早急に進めてほしい。林床に豊かに低木が生える林に移行し、さらには針広混交林になり、大きくなった杉やヒノキが100年、200年のちに材として使われるようになればいいと思う。	条例第10条第1項において、県は環境に配慮した森林施業を推進するために必要な措置を講ずるとしており、手入れが進まない人工林において、強度間伐により多面的機能をより発揮する森林に導く環境林整備事業等を実施しています。 今後も引き続き、強度間伐をはじめとした間伐対策を推進してまいります。
9	第10 (1)		森林整備を推進するためには、低コスト化を進め、林業経営が持続的に成り立つようにしていくことが必要なのでそのことが森林所有者に伝わるような規定をおくべきではないか。	条例第10条第1項において、県は環境に配慮した森林施業や適切な森林整備を進めるため必要な措置を講ずるとしており、この措置に低コスト化などの取組についても含まれます。 今後の具体的な事業を進める中で、低コスト施業を普及・啓発していきますので、条項については原案どおりとさせていただきます。
10	第10 (2)		境界明確化・鹿対策・水源林強化・県産材利用流通等今の山林の現状で深刻化している課題だと感じました。それに加え、間伐材を出す側にいる山主に直接的にメリットになるような事業があれば森林整備がより進み、間伐材が山から出てくるのではないのでしょうか。	条例第10条第2項において、間伐の推進を図ることが特に重要であることから間伐対策を講ずるとしており、引き続き推進してまいります。 また、森林所有者にもメリットのある自伐型林業による間伐を推進するために新たな支援を検討してまいります。
11	第10 (3)	※	森林土地境界の明確化が速やかに行われるための措置について、具体的な年次計画を示して頂きたい。この作業には膨大な時間と費用が必要となると思う。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第3項では、適切な森林施業には森林の土地の境界の明確化が重要であることから、速やかに行われるよう必要な措置を講ずると規定しています。 森林の土地の境界の明確化は、時間と費用がかかり、現時点で具体的な年次計画を示すことは困難と考えますが、地元集落や市町と連携して、境界明確化を推進してまいります。
12	第10 (3)	※	森林施業を推進する中で森林所有者の不在村者や境界が明確でなく施業が進まないところが多く見られる。境界明確化を進められ森林施業(搬出間伐等)が進められるよう取組を図りたい。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第3項では、適切な森林施業には森林の土地の境界の明確化が重要であることから、速やかに行われるよう必要な措置を講ずると規定しています。 地元集落や市町と連携して、境界明確化を推進してまいります。
13	第10 (3)	※	各市町村での実態、森林簿と登記簿など、共同所有者を合算した人数、亡くなっている方の名義のまま等の人数、不明な所有者等の数をつまびらかにするという「現状の把握」が、まず一番先決であると思います。 明確化=登記を目標にすると、すすみません。「明確化」とはどういう事なのかを、県や市町で共通の認識を持つ必要があるのではないのでしょうか。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第3項では、適切な森林施業には森林の土地の境界の明確化が重要であることから、速やかに行われるよう必要な措置を講ずると規定しています。 境界の明確化は登記の修正まで必要としていませんが、森林の整備が実施できるよう、まずは地元集落や市町と連携して、所有者情報の収集や現地立会を進めてまいります。

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
14	第10 (3)	※	<p>所有者・代表者の把握・連絡先の確保が重要であり、正式に計測、登記しないと進めないというようにならないよう望みます。森林所有者は、年配の方がほとんどであることから、口伝の代わりに、GPSなどで隣地所有者と立ち会いしなくても可能になる政策を望みます。</p> <p>現在は、森林組合にまるなげといった場合もあるようですが、所有者の把握は、国、県、市町の責務であり、個人情報保護の問題も含め、字単位のとりまとめ、情報の一元化、市町合同での検討委員会、連携なども含め、この事業に関して主体的な責務を負うのはどこかといった役割分担を明確にし、取組んで頂けるよう望みます。</p>	<p>今回の条例改正において新しく追加する第10条第3項では、適切な森林施業には森林の土地の境界の明確化が重要であることから、速やかに行われるよう必要な措置を講ずると規定しています。</p> <p>地元集落や市町と連携して、境界明確化を推進してまいります。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
15	第10 (3)	※	<p>明確化が進むと、誰の土地かわからなかったり、相続する人がいない場合も出てくると思います。その場合の措置についても、今後、決めておく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>法的には、問題はあると思いますが、明確化して登記をすると売りやすくなる場合もあり、幸か不幸か、小面積の所有者が多い当県において、不明な土地があり、あっても施業はできるといった状況でありますので、しばらくは不穏な買収をされにくいという側面もあるのではと思います。</p>	<p>今回の条例改正において新しく追加する第10条第3項では、適切な森林施業には森林の土地の境界の明確化が重要であることから、速やかに行われるよう必要な措置を講ずると規定しています。</p> <p>ご意見の趣旨については、理解しますが、森林施業を進めるうえで、境界明確化の取組は必要であると考えます。</p> <p>地元集落や市町と連携して、境界明確化を推進してまいります。</p>
16	第10 (3)	※	<p>森林組合等の場合、集約化した場所とその所有者に対してのみの働きかけになる傾向にあると思います。適切な施業の為だけでなく、今後、起こりうる森林災害などの早急な復旧の為、一体となった広い面積の森林の持続可能なあり方の方向性を森林所有者と検討する為にも必要であり、森林施業だけでなく、災害時の対応、持続可能な森林計画の為に必要である旨も追加するべきではと思います。</p>	<p>今回の条例改正において新しく追加する第10条第3項では、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、速やかに行われるよう必要な措置を講ずると規定しています。</p> <p>森林境界の明確化が早期の災害復旧に資することはご指摘のとおりですが、本条項は環境に配慮した森林施業等を推進するための措置の一つとして規定しようとするものであることから、原案どおりとさせていただきます。</p>
17	第10 (3)	※	<p>市町主導、字単位での活動を後押しする為に、森林の専門職(長い期間地元と密着して現状を把握できるフォレスターのような立場の方)において、長い時間をかけて取り組むべきであると思います。</p>	<p>今回の条例改正において新しく追加する第10条第3項では、適切な森林施業には森林の土地の境界の明確化が重要であることから、速やかに行われるよう必要な措置を講ずると規定しています。</p> <p>現在、森林・林業に関する技術指導を行うため林業普及指導員を現場に近い森林整備事務所に配置しています。</p> <p>国の指導機関などを活用し林業普及指導員をスキルのより高い日本型フォレスターに育成することを進めており、林地境界明確化にも対応できるよう人材育成に取り組んでいます。</p>
18	第10 (4)	※	<p>森林所有者自ら手入れできない森林に、森林組合だけでなく、NPOや民間団体など多様な形で関わっていただける仕組みづくりをしてほしい。</p>	<p>今回の条例改正において新しく追加する第10条第4項では、共同施業や森林組合への委託をはじめ、様々な主体が特性を活かした管理ができるよう、県が情報提供など必要な措置を講ずると規定しています。</p> <p>この条項に基づき、NPOや民間団体も含む多様な団体による管理について支援を検討してまいります。</p>

番号	箇所			備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
19	第10	(4)		※	森林組合等が委託施業を進める場合に、それぞれの山に適した施業提案が出来るよう指導していただきたい。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第4項では、共同施業や森林組合への委託をはじめ、様々な主体が特性を活かした管理ができるよう、県が情報提供など必要な措置を講ずると規定しています。 県では森林組合等林業事業者に対し森林所有者への提案型施業を推奨しており、引き続き普及を進めてまいります。
20	第10	(4)		※	私有林であっても、手入れが一切されていないところには、民間ボランティアもかわっていけるような仕組みを作っていただきたいと思えます。荒廃が進むさまを眺めているしかないのが現状です。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第4項では、共同施業や森林組合への委託をはじめ、様々な主体が特性を活かした管理ができるよう、県が情報提供など必要な措置を講ずると規定しています。 この条項に基づき、NPOや民間団体も含む多様な団体による管理について支援を検討してまいります。
21	第10	(4)		※	森林所有者自らが手入れ出来ない場合、森林組合だけでなくNPOや民間団体が多様な形で関わっていける仕組み作りをして頂きたい。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第4項では、共同施業や森林組合への委託をはじめ、様々な主体が特性を活かした管理ができるよう、県が情報提供など必要な措置を講ずると規定しています。 この条項に基づき、字や集落をはじめNPOや民間団体も含む多様な団体による管理について支援を検討してまいります。
22	第10	(4)		※	滋賀県の山々はびわ湖にとって、どれも必要な山。公共のものとして指定公園であれば安心だが、それは無理として、個人の山でも公共の山に近い気持ちで管理していただきたい。その手助けをびわ湖の恩恵にあずかっている者みんなで何かの手助けができるような仕組み。手助けしたいと思っている一般の人たちもたくさんいると思えます。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第4項では、共同施業や森林組合への委託をはじめ、様々な主体が特性を活かした管理ができるよう、県が情報提供など必要な措置を講ずると規定しています。 この条項に基づき、個人が所有する森林であっても、NPOや民間団体も含む多様な団体による管理について支援を検討してまいります。
23	第10	(4)		※	自ら適切な森林施業を行うことが困難な森林所有者への支援の規定ならば、「森林所有者の意欲の高揚等」(第17条)に規定するべきではないか。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第4項では、共同施業や森林組合への委託をはじめ、様々な主体が特性を活かした管理ができるよう、県が情報提供など必要な措置を講ずると規定しています。 森林所有者の森林づくりへの意欲高揚のための措置を講ずるとしてはいますが、それでも自ら森林施業を行うことが困難な場合、それらの森林も環境に配慮した森林施業等の推進が必要であることから、今回10条第4項に規定するものです。
24	第10	(4)		※	森林施業集約化事業を進めるために施業実施に支障がないよう共同施業による実施を進められたい。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第4項では、共同施業や森林組合への委託をはじめ、様々な主体が特性を活かした管理ができるよう、県が情報の提供など必要な措置を講ずると規定しています。 他の森林所有者との共同施業も森林施業の集約化も適切な森林施業を行うために実施するものですので、相互に補完し支障がないよう進めてまいります。

番号	箇所		備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
25	第10	(4)	※	森林所有者自らが手入れできない森林…にあるコモンズとは別に、きっちり、条例の部分に「字・集落」の責務や努力 も入れるべきではないでしょうか。山村・地域の活性化や世代間の伝承、所有者の明確化にとって、一番重要な集団であり、協力が必須です。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第4項では、共同施業や森林組合への委託をはじめ、様々な主体が特性を活かした管理ができるよう、県が情報提供など必要な措置を講ずると規定しています。 この条項に基づき、字や集落をはじめNPOや民間団体も含む多様な団体による管理について支援を検討してまいります。
26	第10	(5)	※	国の鳥獣保護法改正による集中かつ広域な捕獲が国補助事業で行われようとしています。'大量捕殺でシカ問題は解決するのか'命を尊重する政策へ転換を求めます。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第5項では、鳥獣による森林被害に関し必要な措置を講ずると規定しています。 ニホンジカは、生息数の増大、生息域の拡大により、森林の多面的機能の維持・増進を図る上で脅威となっており、適正な頭数となるよう個体数を管理する必要があると考えています。
27	第10	(5)	※	鳥獣被害対策に関して、捕獲するだけでなく、人里に降りて来ないような方策に力を入れて頂きたい。東近江市では、特に人里近くの間伐を強化することで人里へ降りてくるシカ、猪が減少したと聞いている。 また、奥山が以前のように鳥獣が住める山域となるよう、広葉樹を中心とした森になるような森林政策を実行して頂きたい。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第5項では、鳥獣による森林被害に関し必要な措置を講ずると規定しています。 鳥獣対策は、捕獲の推進、被害防除および生息地管理を総合的に実施することが重要です。 人と動物のすみ分けを図るため、間伐を強化するほか、緩衝帯の整備にも取り組んでいます。 また、奥山についても環境林整備事業など生物多様性に配慮した森林づくりを行っており、今後も積極的に推進してまいります。
28	第10	(5)	※	シカ害による山肌や、生態系への影響を見ると、あまりの凄さに、いつの間にかシカが憎くなってしまいました。人間のせいでもなったのは理屈では分かりますが、本当にシカには申し訳ないが、ある程度の頭数制限は至急に必要だと思います。でも銃が持ちやすくなることは心配です。	今回の条例改正において新しく追加する第10条第5項では、鳥獣による森林被害に関し必要な措置を講ずると規定しています。 ニホンジカは、生息数の増大、生息域の拡大により、森林の多面的機能の維持・増進を図る上で脅威となっており、適正な頭数となるよう個体数を管理する必要があると考えています。
29	第11		※	滋賀県に残された巨樹・巨木の森林が恒久的に保全されるため、伐採事業者などに対し一定の監視体制をつくってほしい。巨樹・巨木の森を森林全体の中でどう位置づけ、どう守っていくか県民と共に考え、保全を推進していく仕組みをつくってほしい。そのためにも、地元や環境保護団体が進める保全活動について、行政が積極的に関わってほしい。	今回の条例改正において新しく追加する第11条では、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地であり、地域の人々の生活と文化と密接に係わりのあるものであることなどに鑑み、保全するために必要な措置を講ずることを規定しています。 具体的には、既存の法規制等の制度を活用するほか、これまでの保全対策に加えて、保全の対象を把握する調査等を実施し、恒久的に保存されるよう仕組みの検討を進めてまいります。
30	第11		※	朽木でトチ巨木がまとめて伐採された跡地を歩く機会が何度かあった。伐採地の上流と下流では保水の差は歴然である。絶対切るべきではない。	今回の条例改正において新しく追加する第11条では、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地であり、地域の人々の生活と文化と密接に係わりのあるものであることなどに鑑み、保全するために必要な措置を講ずることを規定しています。 具体的には、既存の法規制等の制度を活用するほか、これまでの保全対策に加えて、保全の対象を把握する調査等を実施し、恒久的に保存されるよう仕組みの検討を進めてまいります。

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
31	第11	※	近年、県内の巨樹・巨木が業者によって次々に伐採されています。樹木の売買は所有者に決定権がある現状では、県内の森の荒廃が危惧されます。自然環境保全、水源の森としての機能保全のため、ぜひとも行政がかかわって、売買に一定の規制をかけるべきです。	今回の条例改正において新しく追加する第11条では、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地であり、地域の人々の生活と文化と密接に係わりのあるものであることなどに鑑み、保全するために必要な措置を講ずることを規定しています。 具体的には、既存の法規制等の制度を活用するほか、これまでの保全対策に加えて、保全の対象を把握する調査等を実施し、恒久的に保存されるよう仕組みの検討を進めてまいります。
32	第11	※	巨樹・巨木の森を森林全体の中で、どう位置づけ、どう保全していくのか明確な仕組みづくりや、地元や県民が進める保全活動に行政の積極的な関わりを期待する。 巨樹・巨木の売買が行われにくくするためにも伐採許可の縛りの強化を求めます。	今回の条例改正において新しく追加する第11条では、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地であり、地域の人々の生活と文化と密接に係わりのあるものであることなどに鑑み、保全するために必要な措置を講ずることを規定しています。 具体的には、既存の法規制等の制度を活用するほか、これまでの保全対策に加えて、保全の対象を把握する調査等を実施し、恒久的に保存されるよう仕組みの検討を進めてまいります。
33	第11	※	樹齢が高い樹木や幹回りが大きい樹木に限定して保全対策に取り組むことになっているが「貴重な生態系の保全」など対象を広く設定したほうが琵琶湖森林づくり条例の趣旨に沿うのではないかと。	今回の条例改正において新しく追加する第11条では、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地であり、地域の人々の生活と文化と密接に係わりのあるものであることなどに鑑み、保全するために必要な措置を講ずることを規定しています。 樹齢が特に高い樹木のある森林は貴重であり保全すべきものであることから特に規定することとしています。また、「琵琶湖森林づくり条例」は、森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的としており、貴重な生態系も保全すべきものと認識しています。
34	第11	※	巨樹・巨木林の伐採等申請があった場合、皆伐ならだめ、択伐ならよい、という事ではなく、そんな場合は、植生の専門家に、伐ることへの自然系やびわ湖へ及ぼす悪影響を判断していただくこととして、一定の権限をもたせることとしてはどうか。 また、強い専門家を常駐し、対処するとともに、県をはじめ、市町村の森林関係の担当者にはそのことを徹底するべきである。	今回の条例改正において新しく追加する第11条では、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地であり、地域の人々の生活と文化と密接に係わりのあるものであることなどに鑑み、保全するために必要な措置を講ずることを規定しています。 具体的には、既存の法規制等の制度を活用するほか、これまでの保全対策に加えて、保全の対象を把握する調査等を実施し、恒久的に保存されるよう仕組みの検討を進めてまいります。
35	第11	※	非常に限定した地域のみを対象にされると印象を受けます。人工林であっても、以前のように一代に一度、薪炭林を利用する事で多様な動植物種の生息地であったり、林道がある事で生息できる猛禽類などもあります。文化と密接にかかわるという事は、賢い利用も含まれる事も追記しないと、単純に「人の手を入れない事が環境を守る」と履き違えたまま、規制されるのではと危惧します。	今回の条例改正において新しく追加する第11条では、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地であり、地域の人々の生活と文化と密接に係わりのあるものであることなどに鑑み、保全するために必要な措置を講ずることを規定しています。 ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
36	第12	※	「水源の涵養機能」という用語の定義が理解しにくい為、補足して頂ければと思います。保安林に指定された水源涵養の為の森林がありますが、それと同一なのが分かりづらい。条例の目的の一つである所有者の把握、規制や、何より、水源涵養も多様性も、どんな森林でも必要であり、地域の森林一体となって行うべきものです。又、人工林でも多様な森林が可能な事、更新されない二次林は多様性、持続性が低くなっていく事もありますので「水源の涵養機能の維持および増進を図る県全体として多様な森林づくりのために必要な措置を講ずるものとする。」と追加できないでしょうか。	さまざまな森林の機能のうち「水源かん養機能」は洪水緩和、水資源貯留、水量調節、水質浄化の4種類とされています。条例第10条第1項において、県は森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を推進するための必要な措置を講ずるとしており、ご指摘の内容とも合致するものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。
37	第14		里山というと集落の周辺にある森林となつてしまいますが、当県においては皆さんがイメージしておられる奥山にも炭焼き窯後があったり、過去には木地師や多様な林産物の資源として利用されてきました。誤解のないよう「里山・二次林」と正しい理解となるよう追記するべきと考えます。	条例第14条において、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持管理されていた森林を里山と定義し、その保全を図るため県は必要な措置を講ずることとしています。また、奥山については、必要に応じて災害対策等の森林保全の取り組みを進めてまいります。
38	第17	※	間伐材はできるだけ地元で利用・流通していくことが望ましい。そのためには需要の掘り起こしが大切であり、薪ストーブや薪ボイラー、ペレットストーブ等の需要を増やし、適切な供給が行われるよう民間への後押しが必要である。	間伐材を薪やペレットとして地域で利用することは、利用促進に効果があるほかエネルギーの地産地消や地域経済の循環の観点からも有効であると考えています。今後も、地域の取組に対する支援を進めてまいります。
39	第17	※	森林組合系統においては、間伐材を中心とした集約販売を実施している。県産材の安定供給体制の整備を図るため、木材流通センターを開設し、生産地からの直接持ち込みや適切な仕分け作業による取組を実施していることから、県においても更なる取組を図られたい。	今回の条例改正において新しく追加する第17条第2項では、県産材の利用の促進のためには、需要ニーズに即した品質、量の県産材を適時・適切に供給する必要があることから、県は、県産材の生産、加工、流通の合理化の促進のために必要な措置を講ずると規定しています。この規定に基づき、県産材の安定供給体制の確立にむけ取り組みを進めてまいります。
40	第17	※	木材の利用については、彦根東高校や長浜市役所等の公共建物において取組が進められている。今後 集約化施業をはじめ公社造林地による木材の伐採搬出量が増量されることから公共建物に対する木材利用の更なる推進を図られたい。	今回の条例改正において、第17条第1項では、県産材の利用を促進するため、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずると規定しています。この規定に基づき、住宅や公共建築物等における県産材の利用がさらに促進されるよう取り組みを進めてまいります。
41	第17	※	流通・連携ができてない中で、木材流通センター=森林組合という、間伐材を主体にした団体情報だけでなく、多様な森林資源にかかわる職種との連携、調整が必要だと思います。	県森林組合連合会、森林組合、素材生産事業者による素材生産ネットワーク化を進め、県産材の安定供給体制を確立するための必要な支援を検討してまいります。
42	第17	※	県や市町として大切なのは、自らが公共建築物等の計画を早めにはじめて、建築業者と木材の確保を別に進行する仕組みだと思えます。公共建築物こそ、長持ちさせる必要があります。木材の伐り匂や使う部分により、変わります。森林の時間、当県の林業や建築業の現状、地域の木を使う意味、メンテナンスを見越した構法等、先陣をきって推進して頂けるよう新たな取組を期待します。	今回の条例改正において、第17条第1項では、県産材の利用を促進するため、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずると規定しています。この規定に基づき、住宅や公共建築物等における県産材の利用がさらに促進されるよう取り組みを進めてまいります。

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
43	第17	※	<p>間伐の推進が10条にありながら、住宅、公共建築物への利用の推進は、むちゃな話です。梁材や良材を山から出さず、間伐材だけで建てるというのは、質の劣化につながります。</p> <p>製材業にとっては、建築材以外の端材をいかに商品に変えるかができないと、丸太を高く買えないという事になります。又、森林にとっては、いかに建築材などにできない部分をお金に換えるかが事業の持続性、林業従事者の確保にも重要です。</p> <p>建築材のみ、間伐材のみといった限定をするのではなく、県産材であれば優先的に利用することも、加えて頂ければ願います。今回宣言された水源を守りながら、持続可能な森林の姿への誘導、競争力が弱い当県の林業、木材加工業に対して、インセンティブの働く措置や意識改革を今から講じ計画をする必要があると思います。</p>	<p>今回の条例改正において、第17条第1項では、県産材の利用を促進するため、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずると規定しています。</p> <p>公共建築物への県産材の利用については、間伐材に限らず県産材の利用の促進に資するものと考えています。</p> <p>林地残材や製材端材を資源として有効に活用していくことは重要であると認識しており、木質バイオマスエネルギーとしての利用など、地域の林業・木材産業の活性化という視点からも有効活用を推進してまいります。</p> <p>木材利用においては、主伐、間伐に係わらず県産材の利用が促進されるよう取り組みを進めてまいります。</p>
44	第17	※	<p>条例第17条における県産材について、木質バイオマス事業の推進など広葉樹の利用促進も必要であり、木質バイオマス事業の追記と県産材の注釈として(広葉樹)の記載が必要でないか。</p>	<p>県産材および木質バイオマスには、針葉樹も広葉樹も広く含まれています。木質バイオマスの利用は、県産材利用の一部と考えており、課題となっている伐期に到達した人工林のスギやヒノキの利用を進めることは、木質バイオマスの利用の効果が波及するものと考えており、原案どおりとさせていただきます。</p>
45	第17	※	<p>木を使った家具が、大変好きです。県内のいたるところから見える山々、その木々を使った製品が、私たちの身の回りにもっと使われるようになって欲しいです。</p>	<p>これまでも木製品の利用に対する支援を行ってきましたが、今後も「木育」などを通じて木製品が身近に使われる社会の実現にむけ取り組みを進めてまいります。</p>
46	第17		<p>県産材の利用の促進および生産加工について、「木の香る淡海の家」事業によって地域材の利用が推進されてきました。</p> <p>地域材の利用と同時に、大工の伝統的な手加工の家づくりが守られることが大切だと思います。建築材のみならず多面的な活用により、森を豊かにし、地域を豊かにして欲しいと思います。</p> <p>地域材でつくる「防災キャビン」は物置として、バスの停留所や融雪剤保管庫などいろいろ活用できます。10㎡で2㎡の地域材が有効活用できます。30年利用して更新できれば間伐材の循環が可能だと思います。</p> <p>木でつくられていたものがプラスチック等に置き換わってきたが、「これが、木に置き換わる事が出来ない物か？」と見てみると使い勝手が良いものが見えてきます。若齢木でも活用できます。</p>	<p>今回の条例改正において、第17条第1項では、県産材の利用を促進するため、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずると規定しています。</p> <p>地域材の利用の推進は重要であると考えており、ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
47	その他		<p>最終の現地の実地の姿に則した計画、役割が重いことを自覚して頂く為にも「市町の責務」の項目が必要ではないか。</p>	<p>市町の責務については、地方分権の趣旨を踏まえ、県の条例で市町の責務を規定することは適当でないことから、第4条第2項において 県の責務として市町との連携について規定しています。</p>
48	その他	※	<p>第3条などにも「かんがみ」とありますので、漢字かひらがなか、統一した方がよいと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正いたします。</p>

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
49	その他		<p>森林は成長していきます。「森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち森林の多面的機能が持続的に発揮される」ことが理念であるならば、多様な森林の持続的な循環が大切です。条例がしばらくの間運用される事を考えますと、間伐の推進が「特に重要」と限定し、伐って植えて育て、樹齢樹種の多様性を確保する事も同時に、かつ、早急に大切であると考えます。</p> <p>「特に」をはずして、皆伐・植林という森林の健全なサイクルも大切であることも追記すべきではないでしょうか。</p> <p>ただし、植林するにも鹿等の被害、苗木(業者の不足と価格)、コンテナ苗が全国一律にうまくいっている訳ではないことも鑑み、植林放棄に至らぬよう、今から県として、計画、備え、予算の確保、県民の理解が必要であり、今回の改正に盛り込まないと対応が遅いことになると危惧します。</p>	<p>この条例は、森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的としており、県内の森林整備の現状に鑑みて、条例第10条第2項で間伐の推進を特に重要としているところです。</p> <p>ニホンジカ等の鳥獣被害対策についても、今回の条例改正において新しく第10条第5項に追加し、引き続き積極的に推進してまいります。</p>
50	その他		<p>水源林の巡視等による状況の把握この項目は、なくなったのですか。</p>	<p>水源林の巡視等については、森林審議会から「水源林保全巡視員」を配置し、巡視の強化を検討すべきとの意見をいただいています。</p> <p>今後、巡視員の設置について検討を進めてまいります。</p>
51	その他		<p>市町等の地方公共団体が所有する森林は、市民・町民の皆さんの負担によって守られています。この森林は、県有林、県営林と共に展示・模範林としての役割を期待されていますが、市町の森林経営は厳しい状況にあるので、市町の所有する森林への琵琶湖森林づくり事業による事業実施と財政上の措置を可能としていただきたい。</p>	<p>「琵琶湖森林づくり事業」は、水源かん養等の公益的機能が高度に発揮される森林づくりのためにいただいている「琵琶湖森林づくり県民税」を充当しています。</p> <p>市町の所有する森林管理には公的な資金が使われており、税金の二重投資となるため、琵琶湖森林づくり県民税を財源とした「琵琶湖森林づくり事業」の対象外としています。</p>
52	その他		<p>森林の課題について、森林組合・林業事業体等の周知はできているが、当事者でもある山主・自治会等の山林所有者への直接的な説明や周知が広まっていない。</p>	<p>当事者である山主や自治会等の山林所有者への説明が必要ですので、滋賀プラスワンなどの広報誌での周知のほか、必要に応じて説明する機会を設けたいと考えています。</p>
53	その他		<p>堰堤がととも多い。台風や、豪雨の後山が崩れ谷には多くの堰堤がどんどん作られているように思います。水害を防ぐためそうせざるを得ないのでしょうか、魚の生態系にも影響するだろうし、また、びわ湖へ入る砂がますます少なくなり、びわ湖の自然治癒も阻まれ、これで良いのだろうかと思ってしまう。自然の谷の流れを生かした良い方法はないのでしょうか。人工林がいけないのでは、と思ってしまう。</p>	<p>県では、山・川・里・湖の水系のつながりと生物の関連性や土砂流出状況等の知見を得るための研究を行っています。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
54	その他		<p>NHKのニュースおうち発や各新聞滋賀版に絶えず びわ湖と森林との重要性の発信をお願いします。びわ湖を思う気持ちと同じくらいに源流の森に目を向け、思いをさせてもらう。</p>	<p>森林の重要性を認識していただくことは必要であると考えています。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

番号	箇所	備考	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
55	その他		<p>県内では、森林面積の多い地域と少ない地域があり、林業事業が盛んな地域とそうでない地域があります。そのため、地域の特性に見合った水源林保全の仕組みづくりや林業振興施策などが必要と考えます。</p> <p>また、上記のとおり地域の実情に応じた森林整備や里山整備に関して、滋賀県と地域森林関係団体との協力により一層の技術支援や指導をお願いする。</p>	<p>条例第3条において、基本理念として地域の特性に応じて森林づくりを推進することとしています。</p> <p>今後も県、市町、関係団体が連携して、地域の実情に応じた森林整備が行われるよう努めてまいります。</p>
56	その他		<p>滋賀県でも京都府の森林管理条例のように、森林所有者に適正な管理を義務付けてもよいのではないかと。「所有者に、常に状況を把握するよう求める。」「危険が高まれば期限を定めて安全措置を取るよう勧告や命令を行う。命令違反には罰則が科せられる。」かなり厳しい内容だが、森林所有者に自分の持つ林がどういう状態にあるかを意識してもらうには、効果が大きいと思う。実家が京都府下であり、小規模なヒノキ植林地を持っているが、条例により手入れの必要性を家族で話すようになった。</p>	<p>条例第5条において、森林所有者が多面的機能が確保されるよう森林づくりに努めることとしています。</p> <p>また、新たに制定する(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例第4においても、水源森林地域における適正な土地利用への配慮と県の保全に関する施策への協力に努めることとしています。</p> <p>県としても、保安林の指定や危険地に対する巡視活動の強化により適正な管理を推進してまいります。</p>

注 箇所欄の条項(第10、(2) など)は、改正後の条項番号を表しています。

備考欄に「※」が付されているものは、追加または改正を行おうとする条項に係る意見です。

【(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例関係】

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
1	第3 (2)	<p>県の行政経営方針にも「市町との連携を強化・発展」をうたわれています。複雑化する行政課題への対応が厳しい環境の中で求められ、市町と更なる連携協力の意識が必要です。</p> <p>県の責務の中の文章には記載されていますが、情報提供や助言だけでなく、市町に協力を求める場合もあるかと思えます。市町長への通知の項目だけではなく、市町が実施する水源林保全施策の連携も必要とされてくることを考えると大変重要な項目との認識、重みづけとして大きく挙げておくことが望ましいかと思えます。</p>	<p>条例第3(2)において、市町との連携に努めるとともに、市町に対し必要な情報の提供、助言を行うこととしています。</p> <p>ご意見のとおり、水源森林地域の保全に関する施策を実施するにあたっては、市町との連携が重要であると考えています。</p>
2	第5	<p>水源という以上、森林土壌、植生、地理的な特徴など 色々な条件があり、ルールや指針となるものが今後つくられていくのだと思えますが、指定案の作成や届け出や助言を行う場合、滋賀県の大学という狭い範囲ではなく、水文学をはじめ、関係する多様な研究者の意見を聞くという事も必要ではないでしょうか。</p> <p>森林審議会の意見聴取とありますが、事前に内部に別の委員会を設け、指定案の作成に関与した専門家以外の専門的な立場からの実際に滋賀の各所の森林を見て頂いた上での意見をまとめて頂き、森林審議会でご意見を聞くといった、規制される森林所有者も納得できる内容になるよう望みます。</p>	<p>条例第5(3)において、基本方針を定めようとするときは、森林審議会の意見を聴くこととしています。</p> <p>基本方針の策定にあたっては、必要に応じて専門家の意見も聴くこととします。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
3	第6	<p>水源森林地域の指定をできるだけ広く網掛けしてほしい。地下水を含む水源林が不当に買収されることのないようしっかり監視できる体制にしてほしい。</p>	<p>条例第6に規定する水源森林地域の指定に当たっては、滋賀県の森林のすべてが重要な水源林であるとの滋賀県森林審議会からの答申を踏まえて指定することとしています。</p>
4	第6	<p>水源森林地域の指定範囲を広くし、売買制限の強化をして頂きたい。</p>	<p>条例第6に規定する水源森林地域の指定に当たっては、滋賀県の森林のすべてが重要な水源林であるとの滋賀県森林審議会からの答申を踏まえて指定することとしています。</p>
5	第6	<p>「水源森林地域の指定」について、少しでも理由が付けば、たくさんの指定地域を作ってほしいと思います。</p>	<p>条例第6に規定する水源森林地域の指定に当たっては、滋賀県の森林のすべてが重要な水源林であるとの滋賀県森林審議会からの答申を踏まえて指定することとしています。</p>
6	第7 (2)	<p>(仮称)滋賀県水源森林地域保全条例要綱案第7(2)(C)「その他規則で定める場合」に「電気事業法第2条第1項第2号に定める一般電気事業者が同法第2条第1項第16号に定める電気工作物に関する事業のために行う土地売買等の契約」を規定していただきたい。</p>	<p>条例第7(2)に規定する土地の所有権等の移転等の届出を必要としない範囲については、今後検討していくこととしていますが、滋賀県森林審議会から県民等の過度な負担とならないようにすべきとの意見をいただいていることも踏まえて、規定したいと考えています。</p>
7	第7 (2)	<p>水源森林地域保全条例案について、県森林審議会の答申3のⅠの(1)にありますように、現森林所有者に過度の負担や過度な規制にならないよう配慮していただきたいと思えます。</p> <p>不適切な土地取引等を防止する半面、森林にとって有益な取引も阻害されたり自重される懸念もあることから慎重な運用をお願いしたいと思えます。</p>	<p>条例第7(2)に規定する土地の所有権等の移転等の届出を必要としない範囲については、今後検討していくこととしていますが、滋賀県森林審議会から県民等の過度な負担とならないようにすべきとの意見をいただいていることも踏まえて、規定したいと考えています。</p>

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
8	その他	「水源森林地域」の条件が非常に不明確です。おこりうる懸念事項は、外国資本の土地の売買より、伐採の届け出で、規制がありません。水源を維持、災害を軽減しつつ、森林の多様性、持続性を確保するには、小面積の皆伐の推進する必要がありますが、20haというような大面積の皆伐を規制できないのでは意味がありません。森林は個人の所有ではありませんが、建築においても、よりよい市街地の形成や住居の提供の為の規制、個人の財産への関与が行われています。伐採へのルールづくりが必要ではないでしょうか。	この条例は、水源森林地域での土地取引について、事前に届出をいただき、適正な土地利用のために必要な助言・指導を行うものです。 ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
9	その他	目的不明な森林の取得を目指す第三者から水源森林を守るためには、いち早い情報の把握と対策が必要である。 公表された案では、土地取得の情報については、土地所有者等が県への届出を行った時点で初めて知りうることとなることから、届出の前段階での情報収集の一つの手段として森林取得等の情報を得た県民からも情報提供を求める条項を追加してはどうか。	この条例は、琵琶湖森林づくり条例に新たに設ける規定(第12条・水源の涵養機能の維持)に基づき、その手続等を規定するものです。 県民の責務については、琵琶湖森林づくり条例第7条に規定されており、この規定により県民に森林づくりに関する施策について協力するよう求めています。 県に情報提供があった場合は、届出が適切になされるように対応したいと考えています。 条項については、原案どおりとさせていただきます。
10	その他	びわ湖を有する滋賀県民だからこそ、水源森林保全の重要性についての理解は深くあってほしいですし、深くありたいと思います。 またその保全に関する施策に協力するよう努めるべきであることは琵琶湖森林づくり条例と同様であり、県民の責務は当然のこととして明記いただくことが望ましいです。	この条例は、琵琶湖森林づくり条例に新たに設ける規定(第12条・水源の涵養機能の維持)に基づき、その手続等を規定するものです。 県民の責務については、琵琶湖森林づくり条例第7条に規定されており、この規定により県民に森林づくりに関する施策について協力するよう求めています。
11	その他	水源森林保全の重要性について森林所有者、県民、そして琵琶湖淀川流域の人々への理解と協力を促進するためにも、市町や関係団体、他府県との連携協働で普及啓発、広報活動を行うことが望まれます。項目として追加した方が良く考えます。	この条例は、琵琶湖森林づくり条例に新たに設ける規定(第12条・水源の涵養機能の維持)に基づき、その手続等を規定するものです。 琵琶湖等の下流域の人々の協力については、琵琶湖森林づくり条例第4条第3項に規定されており、この規定により必要な普及・啓発を行うこととしております。 条項については、原案どおりとさせていただきます。
12	その他	「水源森林地域」に指定された場合に、土地所有者等の責務(第4)中にある「協力するよう努めなければならない」とあくまで協力レベルの一方、所有権移転等の取引については届出をしない場合でも勧告や罰則まであるのであれば、その規制を補う施策も検討されるようお願いいたします。	条例第13において、届出の実効性を確保するために罰則を設けることとしています。 水源森林地域の指定に対して、個別の補助制度等を設けることはありませんが、琵琶湖森林づくり事業等により、水源林保全のための施策に取り組んでまいります。
13	その他	全国的に外国資本による林地の売買が行われている。これが進むと水源涵養に大きな影響が出る懸念されることから滋賀県においても阻止できるよう取組を図りたい。	この条例は、水源森林地域での土地取引について、事前に届出をいただき、適正な土地利用のために必要な助言・指導を行うものです。 森林を購入するに当たって、国籍による購入規制はありません。 条例の運用により、水源林を健全な姿で次代に引き継ぐことができるよう努めてまいります。

番号	箇所	ご意見・情報の概要	ご意見に対する県の考え方
14	その他	<p>外国資本による森林の買収は、実態は本やマスコミなどで言われるように水源の確保などといった、神経質に危惧すべき面積や内容ではないようです。</p> <p>土地取引の把握は必要だと思いますので、今回の改正には賛成ですが、むやみに不安をあおる事なく、憶測ではない実際に県として把握、確認された情報を表記された方がよろしいのではと思います。</p>	<p>この条例は、水源森林地域での土地取引について、事前に届出をいただき、適正な土地利用のために必要な助言・指導を行うものです。</p> <p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
15	その他	<p>水源林を購入するのにあたり、国籍条項はありますか。日本の国籍以外の個人、あるいは団体が購入できるのは危険だと考えています。</p>	<p>この条例は、水源森林地域での土地取引について、事前に届出をいただき、適正な土地利用のために必要な助言・指導を行うものです。</p> <p>森林を購入するに当たって、国籍による購入規制はありません。</p> <p>条例の運用により、水源林を健全な姿で次代に引き継ぐことができるよう努めてまいります。</p>
16	その他	<p>これを実施できれば、他府県にとっても非常によい影響を及ぼすと考えます。是非、実施いただきたいです。</p>	<p>水源林として重要な滋賀の森林を保全するため、今後もしっかりと取り組んでまいります。</p>
17	その他	<p>大変いい案だと思います。是非推進して下さい。</p>	<p>水源林として重要な滋賀の森林を保全するため、今後もしっかりと取り組んでまいります。</p>

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例要綱案

1 改正の理由

森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成 16 年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、琵琶湖森林づくり事業をはじめとした事業を推進してきましたが、近年、目的不明な森林の取得、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護や森林所有者の高齢化などによる林地境界の不明瞭化など新たな課題も生じていることから、これらの課題に適切に対応するため、琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を推進するため、次に掲げる措置を講ずることとします。（第 10 条関係）

ア 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとします。

ウ 県は、鳥獣による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）に定めるもののほか、必要な措置を講ずることとします。

(2) 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずることとします。（第 11 条関係）

(3) 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずることとします。（第 12 条関係）

(4) 県産材の利用を促進するために講ずる必要な措置のうち公共事業への利用の推進について、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進に拡充するとともに、県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとするものとします。（第 17 条関係）

(5) その他

ア この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることにかんがみ、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることにかんがみ、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。

(定義)

第2条 (省略)

(基本理念)

第3条 (省略)

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 (省略)

- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 (省略)

- 2 (省略)

3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることにかんがみ、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを楽しんでいることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 (省略)

(森林組合の責務)

第6条 (省略)

(県民の責務)

第7条 (省略)

(事業者の責務)

第8条 (省略)

(基本計画)

第9条 (省略)

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、県内の森林整備の現状にかんがみ、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第11条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第4項までに掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

3 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、鳥獣(鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。)による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

(樹齢が特に高い樹木のある森林の保全)

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水源のかん養機能の維持および増進)

第12条 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第13条 (省略)

湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第12条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第13条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第14条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県産材の利用の促進)

第15条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、知識の普及、公共事業への利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

(里山の保全の推進)

第14条 (省略)

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 (省略)

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第16条 (省略)

2 (省略)

3 (省略)

(県産材の利用の促進)

第17条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第16条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第17条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第18条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第19条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第21条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

第18条 (省略)

(森林所有者の意欲の高揚等)

第19条 (省略)

2 (省略)

(森林組合の活性化)

第20条 (省略)

(森林環境学習の促進)

第21条 (省略)

(財政上の措置)

第22条 (省略)

(森林づくりの状況等の公表)

第23条 (省略)

(規則への委任)

第24条 (省略)

(仮称) 滋賀県水源森林地域保全条例要綱案

(目的)

第1 この条例は、琵琶湖森林づくり条例(平成16年滋賀県条例第2号)第12条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域の保全に関し、県および土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進に寄与することを目的とします。

(定義)

第2 この条例で使用する用語の意義を定めます。

- (1) この条例において「水源森林地域」とは、第6(1)の規定により指定された地域をいいます。
- (2) この条例において「土地所有者等」とは、水源森林地域の区域内の土地の所有権または使用および収益を目的とする権利であつて規則で定めるもの(以下「所有権等」といいます。)を有する者をいいます。

(県の責務)

第3 県の責務を定めます。

- (1) 県は、第5に規定する基本方針にのっとり、水源森林地域の保全に関する施策を実施するものとします。
- (2) 県は、水源森林地域の保全に関する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町に対し必要な情報の提供または助言を行うものとします。

(土地所有者等の責務)

第4 土地所有者等は、第5に規定する基本方針にのっとり、水源森林地域における適正な土地利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならないこととします。

(基本方針)

第5 基本方針について定めることとします。

- (1) 知事は、水源森林地域の保全に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)を定めることとします。
- (2) 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (a) 水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項
 - (b) 水源森林地域の指定に関する基本的事項
 - (c) その他水源森林地域の保全に関し必要な事項
- (3) 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県森林審議会の意見を聴かなければならないこととします。

(4) 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととします。

(5) (3)および(4)の規定は、基本方針の変更について準用することとします。

(水源森林地域の指定)

第6 届出を必要とする地域の指定を行うための手続きを定めることとします。

(1) 知事は、基本方針にのっとり、水源の^た涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域を水源森林地域として指定することができることとします。

(2) 知事は、(1)の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県森林審議会の意見を聴かなければならないこととします。

(3) 知事は、(1)の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならないこととします。

(4) (3)の規定による公告があったときは、(1)の規定による指定をしようとする区域の保全の見地からの意見を有する者および当該区域内の土地の所有権等を有する者その他の利害関係人は、(3)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができることとします。

(5) 知事は、縦覧に供された指定の案について異議がある旨の(4)の意見書の提出があった場合において、当該意見書に口頭で意見を述べたい旨の記載があるときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

(6) 知事は、(1)の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨および当該指定の区域を告示しなければならないこととします。

(7) (1)の規定による指定は、(6)の規定による告示によってその効力を生ずることとします。

(8) (2)から(7)までの規定は、水源森林地域の区域の変更について準用することとします。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第7 土地の所有権等の移転等の届出について定めることとします。

(1) 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転または設定をする契約（予約を含み、規則で定めるものに限ることとします。以下「土地売買等の契約」といいます。）を締結しようとするときは、その日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないこととします。

(a) 土地売買等の契約の当事者の氏名および住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

(b) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日

- (c) 土地売買等の契約に係る土地の所在および面積
 - (d) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別および内容
 - (e) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転または設定後における土地の利用目的
 - (f) その他規則で定める事項
- (2) (1)の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないこととします。
- (a) 土地売買等の契約の当事者の一方または双方が国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体である場合
 - (b) 非常災害のため必要な応急措置として行われる場合
 - (c) その他規則で定める場合
- (3) 第6(1)の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して30日を経過する日までの間に当該指定に係る水源森林地域の区域（水源森林地域の区域の変更の場合にあつては、当該変更により新たに水源森林地域となった区域に限る。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第7(1)の規定の適用については、「その日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とすることとします。
- (4) (1)の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならないこととします。

（関係市町長への通知等）

第8 知事は、第7(1)または(4)の規定による届出があつたときは、その内容を関係市町の長に通知して、当該届出に係る土地の利用について、水源森林地域の保全の見地からの意見を求めるものとする事とします。

（立入調査等）

第9 条例の施行に必要な立入調査等について定めることとします。

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第7(1)または(4)の規定による届出をした者（以下「届出者」といいます。）に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、当該届出に係る土地に立ち入らせ、当該土地の利用が水源の涵養機能の維持に及ぼす影響を調査させ、もしくは関係者に質問させることができることとします。
- (2) (1)の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないこととします。
- (3) (1)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととします。

（指導または助言）

第10 水源の涵養機能の維持を図るための助言等について定めることとします。

(1) 知事は、届出者に対し、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地の利用について、当該土地およびその周辺の土地（水源森林地域の区域内のものに限ります。）における水源の涵養機能の維持を図るために、必要な指導または助言を行うことができることとします。

(2) 届出者は、(1)の指導または助言を受けたときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地の所有権等の移転もしくは設定を受けようとする者または移転もしくは設定を受けた者に当該指導または助言の内容を伝達するものとする事とします。

(勧告)

第11 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

(a) 第7(1)または(4)の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(b) 第9(1)の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または第9(1)の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは第9(1)の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(c) 正当な理由がなく、第10(1)の規定による指導に従わなかった者

(公表)

第12 勧告に従わない場合の公表について定めることとします。

(1) 知事は、第11の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨および当該勧告の内容を公表することができることとします。

(2) 知事は、(1)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならないこととします。

(罰則)

第13 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することとします。

(a) 第7(1)または(4)の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(b) 第9(1)の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または第9(1)の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは第9(1)の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第14 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人または人の業務に関して第13の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても第13の過料を科することとします。

(市町条例との関係)

第15 市町が水源の涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認める森林の存する地域の保全に関して、当該市町が条例を制定した場合であって、その条例の内容がこの条例の規定の趣旨に即したものであるときは、当該市町の区域においては、第6から第14までの規定は、適用しないこととします。

(規則への委任)

第16 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

(その他)

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。ただし、第7から第14までの規定は、平成28年1月1日から施行することとします。
- (2) 平成28年1月1日から同月30日までの間に、同月1日において現に第6(1)の規定により指定されている水源森林地域の区域内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第7(1)の規定の適用については、「その日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とすることとします。この場合において、第7(3)の規定は、適用しないこととします。